

障害者に対する結婚祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の結婚に対し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を支給し、その結婚を祝福するとともに新たな社会生活のスタートを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）をいう。

(受給資格)

第3条 祝金の支給を受けることができる障害者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚姻届を提出した時点において、蒲郡市に住所を有する者であること。
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持していること。
- (3) 過去に、この要綱による祝金を受けたことがないこと。

(祝金額)

第4条 祝金の額は、障害者1人につき、5,000円とする。

(申請)

第5条 祝金の支給を受けようとする者は、婚姻届を提出したときから1年以内に、障害者結婚祝金申請書兼請求書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合において、その内容を適当と認めるときは、祝金の支給を決定し、当該申請をした者の口座に祝金を振り込むものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の障害者に対する結婚祝金支給要綱の規定による第1号様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。